

## 第1章 施設災害復旧事業計画（施設所管各部署）

### 1 方針

公共的施設等の災害復旧事業計画は施設の緊急復旧とともに、災害再発の防止のための施策が考えられるが、復旧事業の実施に当たっては、原形復旧にとどまらず、改良復旧あるいは、関連事業の採用を積極的に働きかけ、資金の性格にとらわれずより効果的経済的な配慮を盛り込むとともに、本町の災害特性から被害の原因を検討して、綿密周到な計画を組まなければならない。特に、公共土木施設災害復旧事業の推進については災害の程度及び緊急の度合等に応じて、中央の査定のための調査、測量及び設計を早急に実施し、関係者と十分協議検討を加え、復旧計画に当たっては被害原因を基礎にして再度災害が発生しないよう、あらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみにとらわれず、関連事業を十分考慮に入れて災害関連緊急事業の促進を図る。

また、大災害が発生した場合の復旧等については、労働力の不足、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておくなければならない。

### 2 事業計画の種別

方針を基盤として次にかかげる事業計画について、被害の都度検討作成するものとする。

#### （1）公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川公共土木施設復旧事業計画
- イ 海岸公共土木施設復旧事業計画
- ウ 砂防設備復旧事業計画
- エ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- オ 地すべり防止施設復旧事業計画
- カ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
- キ 道路公共土木施設復旧事業計画
- ク 港湾公共土木施設復旧事業計画
- ケ 漁港公共土木施設復旧事業計画
- コ 下水道施設復旧事業計画

#### （2）農林水産業施設災害復旧事業計画

- ア 林地荒廃防止施設復旧事業計画

#### （3）都市災害復旧事業計画

#### （4）水道施設災害復旧事業計画

#### （5）住宅災害復旧事業計画

#### （6）社会福祉施設災害復旧事業計画

#### （7）公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 文化財災害復旧事業計画
- (11) その他の災害復旧事業計画

### 3 災害復旧対策

災害に対する国の財政措置は次のとおりである。

#### (1) 国庫補助及び国の財政措置

- ア 公共土木施設災害復旧 …… 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
- イ 農林水産施設災害復旧 …… 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律によるもの
- ウ 公立学校施設災害復旧 …… 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
- エ 公営住宅の建設 …… 公営住宅法によるもの
- オ 都市施設災害復旧 …… 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針によるもの

#### (2) 地方債に基づく措置によるもの

#### (3) 地方交付税に基づく措置によるもの

#### (4) 激甚災害時の特別財政措置によるもの

激甚災害指定の手続きについては、次により行うものとする。

##### ア 激甚災害の調査

###### ① 県

県は、被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

###### ② 町

激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査し県に報告する。

##### イ 激甚災害指定の手続き

災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

##### ウ 特別財政援助の交付（申請）手続き

激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。

県は、これを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法律に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

## 第2章 災害復旧資金計画（業務所管各部署）

### 1 方針

災害復旧のための融資措置として、被災者、中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図るものとする。

### 2 資金の種類

#### （1）農林漁業関係の資金融通

ア 天災融資資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）

- ① 農林漁業者経営資金
- ② 農林漁業組合事業資金

イ 株式会社日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）

- ① 農業基盤整備資金
- ② 林業基盤整備資金
- ③ 漁業基盤整備資金
- ④ 漁船資金
- ⑤ 農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設）
- ⑥ 農林漁業セーフティネット資金

ウ 生活営農資金

#### （2）商工業関係の資金融通

ア 和歌山県融資制度枠の拡大、新制度創設

イ 災害復旧高度化融資

#### （3）福祉関係の資金融通

ア 生活福祉資金（生活福祉資金貸付制度要綱）（県社会福祉協議会運用）

- ① 総合支援資金
- ② 福祉資金
- ③ 教育支援資金
- ④ 不動産担保型生活資金

イ 母子父子寡婦福祉資金

- ① 事業継続資金
- ② 住宅資金

#### （4）住宅関係の資金融通

ア 災害復旧住宅資金

イ 災害特別貸付

## 第3章 罹災証明書及び罹災届出証明書の発行（税務課・消防本部・日置川事務所）

### 1 計画方針

罹災証明は、災害救助法による各種施策や町税の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として被災者の救済を目的に町長及び消防本部が確認できる範囲の被害について証明するものである。

なお、罹災届出証明は、被害の届出がなされたことを証明するものである。（被害の届出内容を証明するものではない。）

### 2 計画内容

#### （1）罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋等について、以下の事項を証明する。

- ア 家屋等被害（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水、その他）
- イ 火災による被害（全焼、半焼、部分焼、ぼや、全損、半損、小損、破損等）
- ウ 被害の程度の認定を必要としない家屋等の被害については、町長が行う罹災届出証明で対応する。

#### （2）罹災家屋の調査

##### ア 調査期間

初回被害調査は、災害発生後おおむね1ヶ月以内実施する。

なお、再調査は、判定に不服のある家屋等について被災者の申出に基づき実施する。

##### イ 調査方法

被害家屋等を対象に行う調査は、町職員を中心とする調査員（2人一組）により、政府通達「被害認定統一基準」に従って実施し、調査票に記録する。

なお、再調査は1棟ごとに内部の立ち入り調査により実施する。

##### ウ 消防本部による調査

消防本部は、白浜町消防本部火災調査規程に基づき火災、消火損害の調査を実施する。

##### エ 罹災台帳の作成

調査票を基に、罹災証明書の発行に必要な被災情報等を入力し、罹災台帳を作成する。

##### オ 再調査の申出と再調査の実施

被災者は、罹災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋等について、再調査を申し出ることができる。

調査部は、申出のあった被災者の当該家屋等について、迅速に再調査を行い、判定結果を当該被災者に連絡するとともに、必要に応じて罹災台帳を修正する。

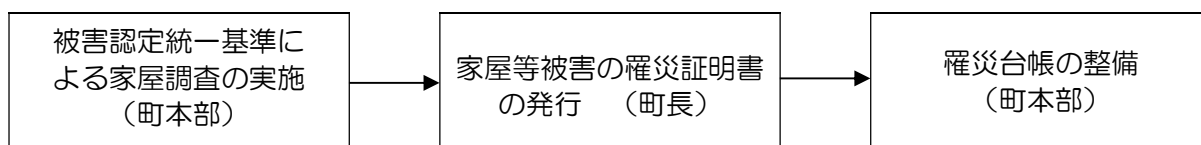
なお、判定が困難なものについては、必要に応じて専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等からなる判定委員会を設置し、判定委員会の意見をふまえ、町長が判定する。

### (3) 罹災証明書の発行

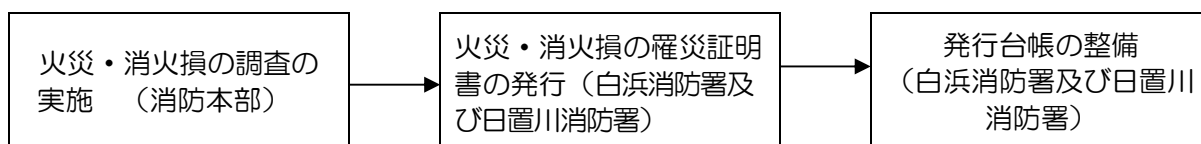
町長は、申請のあった被災者に対して、家屋等被害の罹災証明書を発行する。ただし、火災による罹災証明書は、白浜消防署及び日置川消防署が発行する。なお、当証明書の発行にあたっては、罹災証明支援システムの活用に努める。

#### ■ 罹災証明書の発行フロー

##### A. 家屋等被害の罹災証明書の発行



##### B. 火災・消火損の罹災証明書の発行



### (4) 罹災証明書発行に関する広報

罹災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明に関する相談窓口を設置するとともに、おおむね以下のとおり広報紙等により被災者への周知を図る。

- ア 調査の進捗状況
- イ 罹災証明書の内容
- ウ 第1次調査に不服のあるときの申請方法
- エ 家屋被害認定調査と被災建築物応急危険度判定との相違点等

## 第4章 被災者台帳の作成（業務所管各部署）

町は、災害による被災者に対する総合的かつ効率的な援護実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を作成する。

被災者台帳の作成は、概ね以下の資料に基づき行う。

### ■被災者台帳作成の基本となる資料

項目	資料名
基本となる資料	住民基本台帳
付加すべき資料	避難所の収容者名簿
	医療救護所の診療記録
	助産台帳
	罹災台帳
	行方不明者名簿
	遺体処理台帳
	埋葬台帳
	火災証明発行台帳

## 第5章 その他の復旧計画（和歌山労働局・和歌山県・観光課・地域防災課）

### 1 被災者の雇用の確保

- (1) 災害による離職者の把握に努めるとともに、公共職業安定所を中心として関係機関が協力し、就業のあっせんと雇用の確保に努める。
- (2) 県は、従業員解雇や新規採用者の内定取消の防止のため、関係団体の協力を得て事業主に雇用維持を要請する。

### 2 雇用保険の失業等給与に関する特例措置

- (1) 災害により、失業の認定日に出頭できない受給資格者に対し、事後に証明書により失業の認定を行い、求職者給付を行う。
- (2) 激甚災害法適用後、事業所が休業等をした場合、一定の要件を満たすものについては、特例として求職者給付を行う。



## 第6章 復興の基本方針（業務所管各部署）

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域復興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

### 1 基本方針の決定

町は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国、県及び関係機関と協議を行い、災害復興の基本方針を決定する。なお、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織、意思決定の場への女性の参画を促進する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

### 2 復興計画の作成

大規模災害により町域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地域の災害復興は、都市構造や産業基盤の改変を要するような複雑かつ高度な大規模事業となる。

このため、町は、災害発生後に可及的速やかにまちの復興に着手するため、復興計画の事前策定に取り組むものとする。

#### （1）復興目標年度の設定

計画の復興目標年度は、災害の規模を勘案し、早期に決定する。

#### （2）復興計画策定の留意点

ア 復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や国・県との連携などにより、必要な体制を整備する。

イ 住民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、住民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、住民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、住民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。

ウ 計画策定、方針決定の過程において、女性の参画を進める。

## 第7章 災害復興都市計画（業務所管各部署）

### 1 方針

都市の復興計画は、災害に対する応急、復旧活動が講じられる中、まちづくりに関する分野の基本方針を定めると同時に都市計画決定作業も並行して行うことが想定される。

大規模災害が発生した場合、物資供給、救命、救援等の応急活動と公共施設等の復旧活動が実施されることになるが、特に都市基盤が脆弱な密集市街地等の被災地については、原状への復旧だけでなく、震災前と比べより災害に強く快適なまちづくりに向けての取り組みを、他の活動と並行して計画的に進める必要がある。

また、緊急かつ健全な復興にあたり、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要がある場合には、建築の制限や被災市街地復興推進地域の指定など迅速な対応が求められる。

### 2 流れ

手 順	内 容	実施目標期間
被災状況の把握、復興手段の設定	<p>建築基準法第 84 条に基づく建築制限を掛ける範囲の判断材料として、市町村は被害状況について調査を行う。（第一次調査）</p> <p>ア 災害対策本部から情報収集・分析 イ 現地調査 ウ 調査結果の整理 エ 都市計画、市街地開発事業等の実施地区の検討</p>	被災後 1 週間以内
建築基準法第 84 条による建築制限の実施	<p>集中的又は面的災害を被った地域において、市街地開発事業等を行う場合、無秩序な建築行為等による事業への影響を防ぐため、市町村都市計画部局は特定行政庁と調整を行い、特定行政庁は 2 週間以内を目処に建築基準法第 84 条の建築制限を実施する。</p> <p>ア 復興都市計画の区域を設定するための内部調整 イ 建築基準法第 84 条による建築制限の告示（第 1 次建築制限）</p>	被災後 2 週間以内
都市復興基本方針（任意）の設定	<p>市町村は被災後、建築制限を実施した大被害地区において、市街地開発事業等の復興都市計画により市街地の再形成を行うが、大被害地区以外に対しても、街の被害状況、被災前の都市計画方針等に応じて復興の基本方針を定めることが重要である。また、特定行政庁は、あわせて建築基準法第 84 条による建築規制の延長を検討する。</p> <p>ア 復興対象地区の設定 イ 復興基本方針の周知 ウ 建築基準法第 84 条による建築制限の期間延長の検討</p>	被災後 1 か月以内

手 順	内 容	実施目標期間
被災市街地復興推進地域の都市計画決定（都市計画法第10条の4）	<p>建築基準法第84条の建築制限は、災害発生から2ヶ月で失効するが、市町村は、被災市街地復興推進地域の都市計画決定（被災市街地復興特別措置法第5条）を行い、緊急復興方針及び建築制限満了の日を定めることにより被災市街地復興特別措置法第7条に基づき引き続き建築制限（第二次建築制限）を実施することになる。（最長2年）</p> <p>また、建築基準法第84条の建築制限が失効されるまでに、市街地開発事業等の都市計画決定を行った場合でも、被災市街地の国費採択要件の緩和等の特例制度を活用するためには、あわせて被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う必要がある。</p> <p>ア 臨時市町村都市計画審議会 イ 知事協議 ウ 被災市街地復興特別措置法第7条の規定による建築制限（第2次建築制限）</p>	被災後2か月以内
市街地開発事業等の都市計画決定	<p>被災市街地復興推進地域の決定により、被災市街地復興特別措置法第7条の建築制限に移行した地域は市街地開発事業等の都市計画決定の手続きを行っていく。</p> <p>被災市街地復興特別措置法第7条の建築制限は最長2年となっているが、より早急な復興を実現するために、可能な限り素早く都市計画決定を行うことが必要である。なお、各地区の被災状況より、住宅の再建計画等と調整を行ったうえで、具体的な施策や方針を示し、住民との合意形成を図ることが重要である。</p>	被災後2か月以降

## 第8章 特定大規模災害発生時の復興計画（業務所管各部署）

### 1 計画方針

特定大規模災害発生時における復興計画の作成について、「大規模災害からの復興に関する法律」の定めるところについて整理し以下に概略を示す。

### 2 復興対策本部及び復興基本方針等

特定大規模災害発生時における復興対策本部及び復興基本方針等について、「大規模災害からの復興に関する法律」の第4条から第9条について整理し以下に示す。

#### （1）復興対策本部

国の復興対策本部は、本部に関係地方公共団体の長又は優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員長及び委員 25 人以内により構成される復興対策委員会を設置し、次に掲げる事務をつかさどる。

ア 復興基本方針案の作成

イ 関係行政機関、関係地方行政機関、当該都道府県及び市町村等が実施する特定大規模災害からの復興のための施策の総合調整

ウ 復興基本方針に基づく施策の実施の推進

エ その他法令の規定によりその権限に属する事務

#### （2）復興基本方針等

ア 復興基本方針

復興基本方針は、以下の事項を定める。

なお、国の復興対策本部は、復興基本方針を作成しようとするときは、あらかじめ復興対策委員会の意見を聴かなければならない。

① 特定大規模災害からの復興の意義及び目標に関する事項

② 特定大規模災害からの復興のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

③ 特定大規模災害を受けた地域における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

④ 特定大規模災害からの復興のための施策に係る国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する事項

⑤ その他特定大規模災害からの復興に関し必要な事項

イ 都道府県復興方針

特定大規模災害を受けた都道府県の知事は、復興基本方針に即して、都道府県復興方針を定めることができる。都道府県復興方針にはおおむね次に掲げる事項を定める。

① 特定大規模災害からの復興の目標に関する事項

② 特定大規模災害からの復興のために都道府県が実施すべき施策に関する方針

③ 当該都道府県における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

④ その他特定大規模災害からの復興に関し必要な事項

### 3 特定大規模災害発生時における復興計画の作成

特定大規模災害発生時における復興計画の作成について、「大規模災害からの復興に関する法律」の第10条から第11条について整理し以下に示す。

#### (1) 復興計画を作成することができる市町村

次に掲げる地域のいずれかに該当する地域をその区域とする市町村は復興計画を作成することができる。

- ア 特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域
- イ 特定大規模災害の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域
- ウ ア、イに掲げる地域と自然、経済、社会、文化その他の地域の特性において密接な関係が認められる地域であって、ア、イに掲げる地域の住民の生活の再建を図るための整備を図ることが適切であると認められる地域
- エ その他特定大規模災害を受けた地域であって、市街地の円滑かつ迅速な復興を図ることが必要であると認められる地域

#### (2) 復興計画の作成

##### ア 復興計画に記載すべき事項

復興計画を作成することができる市町村は、国の復興基本方針、都道府県復興方針に即して、内閣府令で定めるところにより単独で又は特定被災都道府県と共同して、復興計画を作成することができる。

復興計画には、次に掲げる事項を記載する。

- ① 復興計画の区域（以下「計画区域」という。）
- ② 復興計画の目標
- ③ 当該特定災害市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- ④ 復興計画の目標を達成するために必要な次に掲げる事業（以下「復興整備事業」という。）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項
  - a 市街地開発事業
  - b 土地改良事業
  - c 復興一体事業
  - d 集団移転促進事業
  - e 住宅地区改良事業
  - f 都市計画法第11条第1項各号に掲げる施設の整備事業
  - g 小規模団地住宅施設整備事業
  - h 津波防護施設の整備に関する事業
  - i 漁港漁場整備事業
  - j 保安施設事業

k 液状化対策事業

l 造成宅地滑動崩落対策事業

m 地籍調査事業

n その他住宅施設、水産物加工施設その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業

⑤ 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

⑥ 復興計画の期間

⑦ その他復興整備事業の実施に関し必要な事項

#### イ 復興協議会

特定被災市町村等は、復興計画及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため、復興協議会を組織することができる。

協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

① 特定被災市町村の長

② 特定被災都道府県の知事

③ 国の関係行政機関の長

④ その他特定被災市町村等が必要と認める者

#### ウ 復興計画の作成上留意すべき事項

特定被災市町村等が復興計画の作成上、特に留意すべき事項は以下のとおりである。

① 復興計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

② 復興計画に当該特定被災市町村等以外の者が実施する復興整備事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。

③ 復興計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

④ ①～③の規定は、復興計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

#### 4 復興整備事業における各種特例措置

復興計画に基づく復興整備事業における各種特例措置は、以下のとおりである。

##### ■法律の条項

【土地利用基本計画の変更等に関する特例】（第12条）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用計画の変更</li> <li>・都市計画区域の指定、変更又は廃止</li> <li>・都市計画の決定又は変更</li> <li>・農業振興地域の変更</li> <li>・農用地利用計画の変更</li> <li>・地域森林計画区域の変更</li> <li>・保安林の指定又は解除</li> <li>・漁港区域の指定、変更又は指定の取消し</li> </ul>
【復興整備事業に係る許認可等の特例】（第13条）
【土地区画整理事業等の特例】（第15条）
【土地改良事業の特例】（第16条）
【集団移転促進事業の特例】（第17条）
【住宅地区改良事業の特例】（第18条）
【小規模団地住宅整備事業の特例】（第18条の2）
【漁港漁場整備事業の特例】（第19条）
【地籍調査事業の特例】（第20条）
【不動産登記法の特例】（第36条）
【土地収用法の特例】（第36条の2）
【民法の特例】（第36条の5）
【独立行政法人都市再生機構法の特例】（第37条）
【農業振興地域の整備に関する法律の特例】（第38条）
【都市計画法の特例】（第42条）
【漁港漁場整備法の特例】（第43条）
【砂防法の特例】（第44条）
【港湾法の特例】（第45条）
【道路法の特例】（第46条）
【空港法の特例】（第47条）
【海岸法の特例】（第48条）
【地すべり等防止法の特例】（第49条）
【下水道法の特例】（第50条）
【河川法の特例】（第51条）
【急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例】（第52条）